

議案第 27 号

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童指導員の任用要件に関する規定を改める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第22条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。